

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年8月15日（平成29年（行個）諮問第127号）

答申日：平成30年4月17日（平成30年度（行個）答申第11号）

事件名：本人が請求した労災保険再発申請に係る「審議事項等の照会について（回答）」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別表に掲げる文書番号1の文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、鹿児島労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年4月28日付け鹿労総発0428第2号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、不開示部分の一部の開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

A医療機関（特定市）の審議事項等の照会について（回答）の文章の黒塗りの部分を全部開示して下さい。

##### (2) 意見書（平成29年9月27日）

A医療機関の平成21年特定月日の審議事項等の照会について黒塗りの部分を全部開示して下さい。

##### (3) 意見書（平成29年9月29日）

労災に詳しい人から聞いた話では、平成23年に決定した障害等級の各労災関連医療機関の書類は、全文、本人に提示しなければいけないが、一部提示されていない部分がある。

平成22年特定月日のB医療機関のC先生の診断書及び平成23年特定月日の鹿児島労働局地方労災医員（医師）の診断所見書は、当時に全

文提示されているが、平成21年特定月日のA医療機関の審議事項等の照会について（回答）は、当時から「特定部位の痛みを訴え」とだけ書いてあり（労災保険平成24年特定文書番号）、平成29年特定月日に請求した3通の書類のうち、2通は、全文、前回の特定文書番号の文の内容と一致しているが、残り1通、平成21年特定月日のA医療機関の審議事項等の照会について（回答）は「特定部位の痛みを訴え」の他に文章があるが、黒塗りで消してあり、労災保険平成24年特定文書番号に全文が記載されていないため、上記、A医療機関の審議事項等の照会について（回答）の黒塗り部分を全部開示して下さい。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年4月8日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこの取消しを求めて、平成29年5月17日付け（同月19日受付）で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分における不開示部分を維持することが妥当である。

#### 3 理由

##### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、別紙のとおりである。

##### (2) 不開示情報該当性について

###### ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、2及び3の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②の不開示部分は特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### イ 法14条7号柱書の不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記3(2)ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書の不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年8月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月14日 審議
- ④ 同月27日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同月29日 審査請求人から意見書を收受
- ⑥ 平成30年3月22日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑦ 同年4月13日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

別紙に掲げる保有個人情報の開示請求につき、処分庁は、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号3の文書を特定し、このうち、別表の3欄に掲げる部分について、法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とし、別表に掲げる文書番号4の文書について、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(1))及び意見書(上記第2の2(2)及び(3))において、別表に掲げる文書番

号1の文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）のうち、別表の3欄の②の部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示を求める部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

## 2 不開示情報該当性について

審査請求人が開示を求める部分は、別表の3欄の②の部分である。

当該部分は、鹿児島労働局の求めに応じて提出された医師の意見であり、これを開示すると、医師が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等をおそれ、医師自身が把握・認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準行政機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第3部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別紙（本件開示請求に係る保有個人情報）

「本人が請求した労災保険の再発申請に関して特定労働基準監督署が平成28年特定月頃に作成した調査復命書及び関係書類一切のうち、平成21年特定月日付けA医療機関主治医作成の診断書又は審議事項等の照会について（回答文書）、平成23年特定月頃に、本人が支給決定を受けた労災保険の障害補償給付に関するA医療機関主治医の診断書（又は審議事項等照会への回答文書）、B医療機関主治医の診断書及び鹿児島労働局の労災医員が作成した所見書」に記録された保有個人情報

別表

1 文書 番号	2 文書名 (括弧内は、対応する別紙の記載部分)	3 不開示を維持する部分	4 不開示情報 (法14条該当号)	
			2号	7号柱書き
1	審議事項等の照会について(回答) (平成21年特定月日付けA医療機関主治医作成の診断書又は審議事項等の照会について(回答文書))	① 担当医署名及び印影	○	
		② 「報告内容」欄 不開示部分	○	○
2	診断書 (B医療機関主治医の診断書)	診断担当者署名及び印影	○	
3	診断(判断)所見書 (鹿児島労働局の労災医員が作成した所見書)	地方労災医員署名及び印影	○	
4	(平成23年特定月頃に、本人が支給決定を受けた労災保険の障害補償給付に関するA医療機関主治医の診断書(又は審議事項等照会への回答文書))	不存在		